

7. 組合資金の使用を自由とし届出を必要としないこと。
8. 官業、軍屬工場等労働者の組合加入に對して特別の制限をなさないこと。
9. 爭議紛議による損害賠償の責を負はないこと。
10. 組合の解散、組合の決議の取消をしないこと。
11. 其他

三、没落期の第三期にある今日の資本家及びその政府は、自己の権益を労働階級に轉嫁しやうとして、労働組合の破壊に必死の努力を拂つてゐる。過ぐる第五十九講會開會期に於て見られた資本家及びその政府の組合法に對する態度はそのよい例であった。即ち、日本の資本家階級は、日本工業クラブ（金融資本家及び大産業資本家の集団）を盟主とする全國產業團體聯合會の組織の下に、組合法反對運動を起した。この運動は、單なる組合法反對に止まらず、今日では凡ゆる産業の凡ゆる職場に於ける組合破壊となつて現はれ、益々猛烈に計畫的に遂行せられてゐる。彼等の意圖は、現存する戰闘的労働組合を破壊し、大工場、大企業には御用組合を組織して、労働階級の自覺と鬪争化を防止しやうとするにある。また、資本家政府の組合法は、資本家の反対に會ふ所一見如何にも「進歩的」には思はれるが、それが實は欺瞞の手である。政府の魂膽と資本家階級と五十歩百歩で共に労働組合に對する彈壓と欺瞞のために八百長吏居を仕組んでゐるに過ぎない。彼等の進歩的假面の正體は、官憲の手によろ頗々たる爭議壓服及び組合切崩しによつても知られる通りだ。

かかる資本家及びその政府の反動化の傾向は、没落第三期の恐慌の深刻化すると共に益々露骨になる一方である。

四、かかる現階位に於ける我等の組合法獲得闘争は、先進資本主義國の労働階級が背つて経験した如き闘争とは異つた特殊の重要な意義をもつものである。それは單なる労働立法制定要求の闘争であつてはならない。資本主義の上昇期にあたつては、資本家及びその政府は、労働組合が自覺し闘争化して來る傾向を見て豫め妥協するため、進んで社會政策的立法を採用した。労働組合法の如きも比較的容易に採用せられ、漸次に労働階級の要求によつて改正せられもした。しかし、それは既に過去のことだ。我等は今、没落期及び組合切崩しによつても知られる通りだ。

實行方法

- 一、我が全國労働の各職場に於て凡ゆる機會を捉へて労働組合法公認、團體協約權の獲得を期して闘争すること。
- 二、未組織大衆に對しては、日常闘争を通じて、本運動の趣旨を宣傳し感ぜること。就中、大企業下の労働者に對して。
- 三、全國労農大衆並に友誼團體と協力して全國的闘争を展開すること。その方法は中央委員會に一任。

自主的労働組合法獲得に關する件

主 文

労働組合法は労働者の產業團體結権を確保する上に是非必要と認め即時制定實施を要求す。

實行方法

- 一、同盟本部は全國の労働組合並に無產政黨と協力して組合法獲得の大闘争を展開すること。
- 二、闘争の具體案は無產團體會議に於て決定すること。